


えん罪救済センターNEWS No.9

CONTENTS

- アメリカにおけるえん罪救済の「第二の波」 (笹倉香奈) 1
- 【NEWS】えん罪救済ネットワークの設立にむけて (笹倉香奈) 5
- 【連載エッセイ】科捜研からみた刑事捜査・第2回 (平岡義博) 7

えん罪救済センター Innocence Project Japan

 〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町 56-1

立命館大学 人間科学研究所気付


 URL: <http://www.ipjapan.org/>



facebook:

<https://www.facebook.com/innocence.project.japan>

 Email: ipj2015@outlook.com

 Tel : 090-2101-0931

Fax: 075-466-3362

アメリカにおけるえん罪救済の「第二の波」

— 検察庁内のえん罪究明部門について —

笹倉香奈（副代表，甲南大学教授）

1. はじめに

イノセンス・プロジェクトをはじめとするアメリカのえん罪救済活動の状況については、かねてから日本にも紹介されてきました。そのアメリカで現在、えん罪救済の「第二の波」といわれているのが、アメリカ各地の検察庁内に創設されている「Conviction Integrity Unit (CIU)」と呼ばれる部門です。

「Integrity (インテグリティ)」は、とても日本語に訳しにくいことばですが、Conviction Integrity Unit を直訳すると「有罪判決の廉潔性・完全性を確保する部門」となるでしょうか。

「Conviction Review Unit (CRU)」(有罪判決を見直す部門)と呼ばれることもあります。

冤罪を訴える事件の再調査や雪冤を行ったり、そこから見えた問題の検証を通じて検察の組織や制度の改革に結びつけたりするという活動を行っています。

2. 検察庁の冤罪究明部門

アメリカでは、1990年代以降にDNA鑑定などを用いたえん罪救済運動が拡がりました。その担い手は、イノセンス・プロジェクトなど「イノセンス団体」と呼ばれる、無償で冤罪を訴える事件の支援・弁護を行う民間の活動でした。この運動は2000年代を通じて全米に拡大し、「イノセンス運動」と呼ばれるにいたります。

雪冤事件の中には、検察官の違法な行為が冤罪の原因であったことが明らかになった事件も多く存在しました。

例えば、このような場合です。

例えば、アメリカ連邦最高裁は1963年の判決で、検察官には被疑者被告人の無実を示す重要な証拠・弾劾証拠を開示するという義務があり、その義務違反があった場合には適正手続違反を公正するという「ブレイディ法理」を確立しました。それにもかかわらず、被告人に有利な証拠を検察官が隠していた事件があったことが明らかになったのです。

他方で、冤罪事件を発見するための様々な技術も発展してきました。DNA鑑定やGPS、防犯ビデオ画像等です。既存の証拠に対して、検察庁の中でも疑念が高まっていきました。

このような中、全米初のCIUが2002年にサンタクララ検察庁の中に設立されました。

その後、各地でCIUが設立されますが、中でももっとも著名なのは、全米で2番目に2007年に設置された設置されたテキサス州ダラス郡のCIUです。

テキサス州初の黒人検事正クレイグ・ワトキンスが設立しました。ワトキンスは大学教授マイク・ウェアをCIUの責任者に指名します。刑事弁護人としての経験のあるウェアの指導のもと、ダラス郡のCIUはDNA鑑定やその他の科学的証拠を用いた雪冤を次々におこなっていったのです。2016年までに30人以上が雪冤されました。

ダラス郡のCIUは、地域のイノセンス・プロジェクトや公設弁護事務所と協働し、冤罪であるとの申し立てがあった事件については「一応信頼できる無実の主張 (upon a showing of a plausible claim of innocence)」があれば調査に取りかかります。調査の結果、有罪判決が間違っていたことがわかった場合は、裁判所に公訴の取り下げ・有罪判決取消しの申立、再審理の申立を行っていくのです。

このような試みは注目を集め、2015年には全米に26のCIUが、2016年には29のCIUが存在したとされています。そして、これらにおいて、2015年には60件の雪冤、2016年には70件の雪冤事例があったとされています。

3. ブロンクス検察庁の CIU を訪問して

2018年10月に、徳永光・えん罪救済センター運営委員（獨協大学教授）とともにニューヨーク市ブロンクスの検察庁を訪れ、2016年1月に設立された同検察庁のCIUのスタッフ4人（1人のパラリーガルを含む）に活動状況のお話を聞きました。

(1) ブロンクス CIU の設立の経緯・目的

ブロンクスのCIUは2016年1月に設立され、活動を開始しました。同月、就任したダーセル・クラーク検事正は、もともと裁判官でしたが選挙によって検事正にえらばれました。

CIUの方々のお話によれば、クラーク検事正は裁判官として、冤罪というものが起こりうるということを知っていたことから、検察庁の内側から司法の誤りを正したいという気持ちがあったのではないかと、いうことでした。ブロンクスは非常に貧困者の多い地域です。権力に対する人々の不信は強く、コミュニティとの関係性を形成するということが検察庁にとっても必要です。なぜなら、刑事訴追をするためには、コミュニティの人々に証人として証言をしてもらう必要があり、そのような協力をしてもらうためには検察への信頼が必要だからです。

信頼確保のために、CIUを質保証の集団としておいておくというのは、とても重要です。公正な訴追、そして訴追の廉潔性の確保が必要不可欠だからです。

つまり、検事正は、検察の近代化、信頼性、内部質保証などを目的としてCIUを作ったというのです。

さて、3人の法律家から構成されるCIUを率いるリサ・ガーソン氏はもともと検察官ではなく、公設弁護事務所に勤めていた方でした。

1980年代にロースクールを卒業後、ニューヨーク市のリーガルエイド・ソサエティ（ニューヨーク初の公設弁護事務所）に10年、その後控訴弁護事務所に15年勤め、その後貧困者の弁護の質向上のためにNY州の様々なところで研修を行う業務をされ、2016年

からCIUに着任したのです。

ガーソン氏は「CIUは、ブロンクス検察庁にとって質保証のための集団だと思っている」とおっしゃいます。だから、異なる視点の人が組織に入ることによって、内部にいる「外部者」の目から組織の質保証をすることができるのだ、というのです。

(2) 事件の審査方法

ブロンクスのCIUには、三つのパターンで事件の相談があります。

①被告人や弁護人から連絡がある場合、②イノセンス・プロジェクトその他の団体から連絡がある場合、③ほかの検察庁（例えば連邦の検察官など）から連絡を受ける場合です。

事件の相談が来たときには第1審査が行われます。例えば、ブロンクスの事件であるかどうかなどの形式的な基準です。さらに、申込者の主張はどういうものか、どういう情報が送られてきたか、その事件でどういう証拠が検察によって出されたか、などが調査されます。

その後、中間審査を行います。書証、記録、公判記録などを集め、読み込みます。

さらに必要な場合は、より深い調査を行います。そのときには、ブロンクスの検察庁に配属されているニューヨーク市警の警察官や、検察庁が雇っている調査官を使うこともできます。

最後に部内で審査会議が行われます。有罪判決の取消が必要と考える場合には、検事正に対してCIUのスタッフがプレゼンを行います。検事正が納得すれば、検事正から裁判所に対して判決取消の申立が行われます。

これまでに160件の申し込みがあり、うち3件が雪冤にいたったとのことでした。

(3) CIUの今後について

ブロンクスのスタッフは、CIUが今後も定着するか

はわからないといえます。検事正は選挙で選ばれるため、新たな検事正が選ばれば方針が変わる可能性があります。

しかし CIU は、民間のイノセンス団体が発展してきた後に出てきたえん罪救済の「第2の波」ともいえる、そして今後、全米ですべての検察庁に CIU ができていくという流れになるかもしれない、とのことでした。

4. おわりに

ブロンクスの CIU のスタッフがおっしゃるとおり、CIU が今後どうなっていくかはまだわかりません。全米にこのような動きが広がっていくのか、あるいは一時の流行に終わるのかも不明です。また、CIU によっては活発な活動をしていないところや、有名無実のところもあり、その評価自体はまだ難しいところです。検察が本当にえん罪救済をすることができるのかという懐疑的な声もあります。確かにそうでしょう。この動きは今後も引き続いて見守っていく必要があります。

しかし、検察庁の中に「第三者」的な立場として CIU が存在し、しかも経験豊かな刑事弁護の担い手がその中にはいっていくというスキームや、自らの役割を検察官の「質保障」にあると言い切ってそれまでの訴追や有罪判決をも検証するというブロンクスの検察庁のような姿勢は示唆的ではないでしょうか。

検察庁や検察官の信頼性・アカウンタビリティの向上という目的の実現をしようという試みとして、このような新たな動きは日本にとっても参考になるように思います

[Main References]

- Hollway, John. 2016. *Conviction Review Units: A National Perspective* (Univ. of Pennsylvania)
- Center for Prosecutor Integrity. 2014. *Conviction Integrity Units: Vanguard of Criminal Justice Reform*.
- Scheck, Barry. 2017. Conviction Integrity Units Revisited, 14 *Ohio St. J. Crim. L.* 705.
- Thompson, Anthony C. 2016. Retooling and Coordinating the Approach to Prosecutorial Misconduct, 69 *Rutgers U.L. Rev.* 623.
- Chandler, Inger H. 2016. Conviction Integrity Review Unit, *Criminal Justice* Summer 2016.

【窓口休止のお知らせ】

えん罪救済センターの窓口を以下の期間休止します。
下記の期間はお手紙、お電話の窓口を休止いたしますので、ご注意ください。

2018年12月26日(水)～2019年1月4日(金)

ニューヨーク大学 US-ALI & えん罪救済センター シンポジウム

「アメリカにおけるえん罪救済の最前線」開催のお知らせ

(開催内容に変更がある場合があります。最新情報はホームページおよびメーリングリストにてお知らせいたします)

アメリカでイノセンス・プロジェクトの活動が始まり、26年が経過しました。現在、アメリカにおけるえん罪救済活動はどのようになっているのでしょうか。このたび、ニューヨーク大学アメリカ・アジア法研究所のご尽力により、えん罪救済の最前線で活躍するアメリカの実務家・研究者が来日します。えん罪救済活動の今後について、日米での意見交換ができればと考えています。是非奮ってご参加下さい。



参加費・申込み 不要

2019年 **1月12日** (土)

立命館大学 大阪いばらきキャンパス

13時～18時 (開場：12時30分)

B棟 (立命館いばらきフューチャープラザ)

3階・コロキウム

【プログラム】

1. アメリカ側からの報告

- 1) **アイラ・ベルキン** Ira Belkin アジア法研究所 US-ALI 事務局長, ニューヨーク大学教授
- 2) **クリス・ファブリカント** Chris Fabricant 弁護士, Innocence Project : IP・Strategic Ligation 部門長
- 3) **サイモン・コール** Simon Cole カリフォルニア大学教授

2. 日本側からコメント

稲葉光行 (えん罪救済センター代表, 立命館大学政策科学部教授)

3. 質疑応答

通訳あり

主催：ニューヨーク大学ロースクール アメリカ・アジア法研究所 (US-ALI), えん罪救済センター (Innocence Project Japan), 立命館大学 立命館グローバル・イノベーション研究機構 (R-GIRO) 「修復的司法観による焼死高齢化に寄り添う法・社会システムの再構築」

共催：文部科学省 私立大学研究ブランディング事業, 立命館大学人間科学研究所「えん罪救済センタープロジェクト」

! NEWS !

アジアのえん罪救済ネットワークの設立にむけて

笹倉香奈 (副代表, 甲南大学教授)

1. アジアのえん罪救済団体

イノセンス・プロジェクトをはじめとする「イノセンス団体」は、世界中に広がっています。北米はもちろんのこと、南米やヨーロッパには、すでに地域ごとのネットワークも形成されています。

数年前より「えん罪救済センター」と「台湾イノセンス・プロジェクト (冤獄平反協会)」は、アジアでもえん罪救済団体のネットワークを作ろうという話し合いを重ねてきました。

そしてようやく2018年8月に、アジア各国のえん罪救済団体やえん罪救済に取り組む個人が台北に集合し、今後の協力に向けて議論をすることができたのです。

2. ネットワークの意義

「イノセンス団体」は、アジア各国にも広がっています。日本の「えん罪救済センター (イノセンス・プロジェクト・ジャパン)」, 台湾の「冤獄平反協会 (台湾イノセンス・プロジェクト)」をはじめとして、タイ、シンガポール、中国、フィリピンなどにもイノセンス団体が設立され、活動をしています。

もちろん各国の法制度は異なりますし、それぞれの団体の性格や規模も異なります。しかし、各国のえん罪原因には共通する点も多く、えん罪救済活動のノウハウの情報交換などをすることは有意義です。また、文化やことばは違いますが、おなじ「えん罪救済」という目的のために活動している仲間が国を超えて存在するという事実は、心強いものです。各国の団体の交流には大きな意味があるのです。

3. 初のアジアえん罪救済会議

そこで、8月の台湾イノセンス・プロジェクトの年次総会と同じ機会に、第1回のアジアえん罪救済会議を開催するというのを台湾イノセンス・プロジェクトとえん罪救済センターで共同提案し、各国のえん罪救済団体に呼びかけました。

そうしたところ、シンガポールと韓国からも参加を得ることができました。

8月24日、国立台湾大学で、第1回のアジアえん罪救済会議が開催されました。25日・26日の台湾イノセンス・プロジェクト年次大会には、日本から布川事件の桜井昌司さんが招待され、基調講演をされました。各国の代表も登壇し、それぞれの国の活動について報告をしました。



4. アジアのえん罪救済関係者による宣言

関係者による「アジアのイノセンス運動の関係者による宣言」への署名も行われました。ぜひ全文をお読み下さい。

すでに4件の雪冤を果たし、多くの再審開始決定を勝ち取っている台湾イノセンス・プロジェクトを筆頭に、今後もアジア各地で救済活動に取り組む各団体と協力し、よりよい刑事司法を目指して活動を続けたいと意を新たにしました。

台湾でのイベントの詳細については、また別稿にてご紹介できればと思っております。

アジアのイノセンス運動の関係者による宣言

(2018年8月25日)

「不正義は、それがいかなる場所にあろうとも、あらゆる場所における正義への脅威となる」¹

わたしたちは無実の人々を救済し、冤罪を防止することを目的とした、アジア地域の民間組織や活動家です。すべての国において誤判は避けられないものです。誤判は、無実の人々や、市民、司法、そして人権に対する侵害をもたらします。

わたしたちはここに、アジアのイノセンス運動が以下の基本的な使命をもって活動することを宣言します。

1. 私たちはアジアのイノセンス運動の一員として協働し、将来の冤罪を防止するために司法制度の問題点を正すことを目指します。
2. 私たちは無罪推定原則を遵守します。そして、無実の人々を支えるために無償で法的な支援を行います。
3. 私たちは冤罪の原因を是正し、冤罪を防止するために刑事司法制度を改革することに力を注ぎます。



[原文]

STATEMENT OF THE ASIAN INNOCENCE MOVEMENT ACTIVISTS (2018.08.25)

“Injustice Anywhere is a Threat to Justice Everywhere”

We are nongovernmental organizations and activists in Asia who are dedicated to freeing the innocent and preventing wrongful convictions. We believe that miscarriages of justice are inevitable in each nation and that they bring significant harm to the innocent, civil society, the judicial system and human rights. Therefore, we hereby declare our fundamental mission as a part of the Asian Innocence Movement as follows:

1. We are willing to contribute to the Asian Innocence Movement and work as one to right flaws in our judicial systems in order to prevent future wrongful convictions.
2. We stand by the principle of the presumption of innocence and are willing to provide pro bono legal support to the innocent.
3. We will devote ourselves to redressing the causes of wrongful convictions and reforming our criminal justice system to prevent such convictions from occurring.

¹ マーティン・ルーサー・キング牧師のことばからの引用。

連載エッセイ (全4回) 

科捜研からみた刑事捜査 (第2回)

平岡 義博 (運営委員, 立命館大学客員教授)

捜査本部とは、重大な犯罪の捜査を効率的・強力に推進し、犯人を検挙するための臨時のプロジェクトチームである*。重要事件で無罪が確定しえん罪となる捜査は、すべてこの捜査本部が担っていることになる。従って、無罪確定事由が証拠不十分、事実誤認、誤鑑定、その他何であろうとも過誤の原因の発端は捜査本部にある。

盤石な一枚岩の捜査本部がなぜ失敗するのか。それは、つまるところ一枚岩(強力な指揮命令系統)だからである。捜査本部のキャストは、その大半が警察本部刑事部捜査一課で占められるのが一般的である〔例……本部長:警察本部刑事部の刑事部長, 副本部長・事件主任官:捜査一課長, 捜査班運営主任官(通称, 帳場長):捜査一課調査官, 広報担当官:捜査一課次席〕。このような布陣で捜査に臨むのは、上下の意思疎通、つまり上意下達の指揮命令系統を重視していることにある。捜査員達は命令で動いている。その命令は絶対である。命令されないことはしない。

ある事件で、捜査員数名が鑑定資料を段ボールに入れて、科捜研化学科に駆け込んできた。「大至急、鑑定してくれ」という。私は「何を鑑定するのですか」と尋ねると、「調査官から連絡が行ってるはずや」と本人はわからないらしい。いわゆる丁稚の使いなのである。箱の中身をみると、すべて番号が付いていない。

「これでは鑑定できない。持ち帰ってください」というと、大層な権幕で「今、現場は大変なことになっている。すぐやってもらわな困る」「刑事部長指示や」とわめきだす。仕方なく鑑定收受簿に持ち込み者の名前を書かせて預かり、調査官に電話した。

まず鑑定依頼事項を確認した。次いで資料番号を付けてもらうよう頼んだ。すると「そっちで付けてもらって結構です」という。相当に現場は混乱しているようで、仕方なく資料の状態を見ながら電話で「〇〇を資料1, □□を資料2……」と

こちらから示し、鑑定嘱託書をすぐ送るようお願いして鑑定に入った。

まず、鑑定資料の写真を撮り、重量などの状態を検査して、内容物の成分検査を行った。数日後、鑑定書を手渡し終了したと思っていると調査官から、

「平岡さん、鑑定資料の收受の時の検証をしたいので協力してほしい」と連絡が入った。「何のことですか」と聞くと「必要になってきたのです。資料の写真是平岡さんが撮ったのが最初でした」。私は呆然とするやら頭にくるやら……。つまり、現場での鑑識課による証拠資料採取ではなく、捜査員が手当たり次第に採取して持ち込んだのだ。従って証拠資料採取の報告書などが無く、証拠能力を疑われかねない事態であった。幸いというか不幸というか、私が最初に写真撮影し資料番号を付けたため、これを検証して報告書にしようという意図であった。不備な鑑定資料を受け付けた私もうかつであったが、重要な事件ほどこのような失態が起きやすいのである。

このように、鑑定資料が鑑識課経由で来なくなることは適正捜査にとって致命的である。捜査本部事件の証拠資料の整理や鑑定依頼の采配も捜査本部の庶務係が担うことになるため、本来、捜査現場と科捜研の間を取り持つべき鑑識課が蚊帳の外になってしまうのである。

強力な指揮命令系統は、捜査方針への批判は勿論、調査結果や鑑定結果の訂正まで封じてしまう。「男に二言は無い」のである。上層部に報告済みの事柄を訂正できないのは、捜査本部を混乱に陥れ、責任者としての資質を疑われることを怖れるからである。刑事警察は誤りの訂正や失敗が許されない不可逆的な組織であるために、さらに失敗を隠蔽する失敗を犯し、挙句には失敗を失敗と認識できない人間を作ってしまうのである。

※ 犯罪捜査規範第22条第1項は「重要犯罪その他事件の発生に際し、特に、捜査を統一的かつ強力に推進する必要があると認められるときは、捜査本部を設置する」と規定している。刑事事件では、殺人・強盗・強姦・放火等の凶悪事件・略取誘拐事件で捜査本部(社会的反響が大きい重要事件では「特別捜査本部」)が設置される。

(つづく)

ご寄付の御礼（2018年8月～11月）

2018年8月1日から11月20日までに、

6名、1団体

の皆さまより貴重なご寄付を頂戴しました。
今後もより一層、活動の充実に努めてまいります。
本当にありがとうございました。

メーリングリストのご登録

センターではイベントや支援活動に関する情報をメールで配信する「えん罪救済センターメーリングリスト」を開設しています。

登録をご希望される方は

ipj2015@outlook.com

まで、件名に「メーリングリスト登録希望」とご記入のうえ、ご連絡先とお名前をお知らせください。

※ドメイン指定等の拒否設定をしている場合は上記のアドレスからのメールを受信できるように設定の上、ご連絡ください。

ご寄付のお願い

私共の活動にあたっては、専門家による鑑定費用、交通費、印刷代、通信費その他の多額の費用が発生します。皆様からのご支援により、より手厚く、幅の広いえん罪事件の支援を私共が行うことが可能になります。どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

頂戴しましたご寄付は、当センターのえん罪事件救済支援の活動に使わせて頂きます。

お振込み方法

【ゆうちょ銀行からお振込みの場合】

記号14350 番号82839691

名前 エンザイキュウサイセンター（えん罪救済センター）

【他行からお振込みの場合】

銀行名 ゆうちょ銀行 店番 438

普通口座 四三八店（ヨンサンハチ店）

口座番号 8283969

名前 エンザイキュウサイセンター（えん罪救済センター）

本ニュースレターについて

本ニュースレターを今後も定期的に発行いたします。

充実した内容にできるよう努めてまいります。

ぜひお読みください。

次号予告：第10号 2019年2月頃に発行予定です。

◆◇編集後記◇◆

この夏から秋には、北欧、英国、台湾、中国、米国など、各国のえん罪救済関係者と語り合う機会がありました。苦労を共有し、えん罪救済のためのノウハウを分かち合いました。世界中に同じ目的のために活動している仲間がたくさんいることは、とても心強いです。〈さ〉

来年1月に国際シンポジウムを予定しております。米国のえん罪救済活動の成果を学び、日本での活動につなげていく機会になればと思っています。詳細は追ってご連絡いたしますので、皆様どうぞご参加ください。〈や〉